

令和3年度第2回シンビオ社会研究会  
「2050カーボンニュートラル達成へのベストミックスを考える」

# 原子力技術の社会的理解につ いて ー原発裁判から考えることー

顧問

大阪大学名誉教授

堀池 寛

# 要旨

- 原子力が社会に理解され受け入れられるために、社会的な理解を得る上での障害がある
- その例は原発裁判での主張や判決からも見られる。裁判とは原告と被告とを、法に則って裁く中立裁判官との三者の議論の場で、原子力工学を科学裁判所ではなく一般の裁判所で裁く、という法体系が取られている。
- 代表的な総合工学である原子力発電所の科学技術上での行政審査が、法学や理学等の学術専門家によって検証されている形であるが、そこからは工学技術への考え方の違いをどう埋めていくのかと云う問題が見いだされる。幾つかの事例を紹介してその問題点を考えたい。

# 原発裁判の構図

- 人々の生活を行政や民間々での侵害と調整するため、公権力で調整する制度が、行政規制・行政訴訟と民法・民事訴訟がある
- 行政手法と民事手法とを相互補完的に組合わせて、手厚く国民の救済ができる制度。ex消費者法、競争法、景観法、原子力規制
- 主な規制は行政手法だが、民事手法は行政手法の未完部分を補足する役割をもち、有効とされる。ある法の目的を実現し利益を保護するために、民法の形をとるか行政法をとるかは、行政立法上の選択の問題と考えられている。
- 行政訴訟でも民事訴訟でも同一目的を達成可能な場合、両法の適用を維持拡大するべきか否かの制度上の議論があるが、原子力規制では両法の適用が許されている。

# もんじゅ訴訟最高裁判決 H4年9月22日

- 本判決では試験用原子炉設置許可無効確認訴訟と動燃事業団相手の原子炉施設の建設・運転差止の民事訴訟の併合提起を適法とした。
- これより、周辺住民は運転差止民事訴訟と、国を相手の行政訴訟の両方を提起できる、という併存状態を是認した。

## 民事訴訟と行政訴訟の併存を支持する意見

- 1) 行政訴訟は行政庁の社会の危機管理の監督権限を適正に作動させるもので、民事訴訟は個人への具体的危険状態の除去を目的とする、という別個の効用を有するから、両者の適切な機能分担の下に、国民の救済を一層容易にするべきと主張。
- 2) 住民 対 事業者、住民 対 国 と云う2つの対立があるから、2ルートで訴訟の併存は当然で、一つに限定するには根拠が必要である、という意見が現在は広く共有されている。

# 行民の併存状態への疑問とその制限可能性

高木光教授、安永祐司講師（京大法）

原子炉差止の民事訴訟は不要であり、制限されるべきとの主張。その理由は、

1) H24の改正原子炉等規制法と原子力規制委員会設置法で安全規制が充実した。

新規制基準の骨格は、原子炉規制委員会規則が理論上の法規命令と同等としての民事的正統性と法的拘束力を持ち、高度の技術分野において行政基準が機能する制度を採用した。規制委員会規制が法令並みのものとして制度化された。

2) 2004年に行政事件訴訟法が改正され、行政決定を対象とする「義務付けの訴え」  
他が可能となるなど、行政訴訟の間口が広げられた。

3) 原子炉規制についての行政規範は、民事法規範より厳格な規律を採用しているため、それが遵守されている限り民事訴訟が認められる余地がない。

民事法の擁護論が指摘する問題点は解決され、公害問題提起時代の事情はもはや当てはまらないと云う指摘で、原子力の問題は公害問題防止よりも、裁判制度への影響が大きいとの懸念と推定される

# 原発安全性の立証責任

- 伊方行政訴訟（S59.12.14高松高裁、H4.10.29最高裁）では、原告側から被告国行政庁への立証責任の転換を許容した。（原告の科学的根拠のない訴えに
- 志賀2号の差止民事訴訟（H18金沢地裁）では、原告が具体的危険性を相当程度立証した場合には、その後は被告事業者が原告の指摘が存在しないことを、具体的根拠と資料を以て反証を尽くすこと、とした。原子力について詳細且つ広範な知識を持たない原告とそれを持つ被告との間の、「公平性適切性」のための立証責任の分配、と説明されている。

# 行政機関と裁判所の適切な役割分担

原子力法での民事差止訴訟の問題点として、

- 事故確率、事故の深刻さ、放射線障害の評価など不確実な将来（リスク）予測を必要とするも、裁判での行政機関の判断は専門家鑑定に留まってしまう。
- 裁判官の生の政策判断を要求するので、原発政策に関する裁判官の主観的判断が介在する恐れがある。その結果裁判所は、中立的な法原理部門、という性格を失いかねない。
- 行政庁の安全審査を裁判所が一から見直すことになるが、原子力規制委員会規則の制定に係る民主的正統性がないがしろにされることになり、伊方最高裁の云う行政機関の専門的技術的裁量の容認と矛盾する。
- 近年の裁判では、裁判官の生の政策判断、を避けるため、伊方最高裁の判例の定式を転用する審査方法が採用されるようになり、民事訴訟が実質的に形を変えた行政訴訟となってしまう。
- 本来は行政訴訟で行政を対象に争うべき事項を、民間事業者を相手に争うという争点と当事者との関係のズレという難点がある。

これらの問題提起は大きな制度設計の方向性として共感できるとして、批判論者からも評価されている。

# 再稼働を差し止めた判決例<安念潤司 日本保全学会講演>

1 福井地判 平成26・5・21(判時2228号72頁)・・・大飯3・4号機

関電が策定した基準地震動には信頼性が欠ける。また、新規制基準は、外部電源・主給水系の強度を上げるなどの措置をとっておらず、緩やかすぎて合理性に欠ける。

▶控訴審、名古屋高金沢支判平成30・7・4(判時2413・2414合併号71頁)で、原判決取消し・請求棄却。

2 福井地決 平成27・4・14(判時2290号13頁)・・・高浜3・4号機

新規制基準は、基準地震動の策定基準を見直すなどの措置を取っておらず、緩やかすぎて合理性に欠ける。(樋口英明 私が原発を止めた理由 旬報社)

▶保全異議審、福井地決平成27・12・24(判時2290号29頁)で、原決定取消し・仮処分命令申立て却下。

キーワード：基準地震動、観測された地震動、裁判官の主観的判断の例

3 大津地決 平成28・3・9(判時2290号75頁)・・・高浜3・4号機

関電が策定した基準地震動は、震源断層の端部を定め得なかったなど、危惧すべき点がある。

▶保全抗告審、大阪高決平成29・3・28(判時2334号3頁)で、原決定取消し・仮処分命令申立て却下。

キーワード：断層の長さと同定



# 続き

4 広島高決平成 29・12・13(判時 2357・2358 合併号 300 頁)・・・伊方 3 号機

原発運用期間中に阿蘇が破局的噴火を起こす可能性が十分に小さいとはいえず、またその火砕流がサイトに到達する可能性が十分に小さいともいえないから、立地として不適である。

■保全異議審、広島高決平 30・9・25(裁判所 Website)で、原決定取消し・仮処分命令申立て却下。

5 広島高決令和 2・1・17(裁判所 Website)・・・

伊方 3 号機 サイト近傍の中央構造線自体が活断層である可能性が否定できないのに、地震ガイドに従った「震源が敷地に極めて近い場合」の地震動評価がなされていない。

■保全異議審、広島高決令和 3・3・18(裁判所 Website)で、原決定取消し・仮処分命令申立て却下。

6 大阪地判令和 2・12・4(判タ 1480 号 153 頁)・・・大飯 3・4 号機

原子力規制委員会は、入倉・三宅式が有するばらつきを考慮した場合、同式に基づいて算出された値に何らかの上乗せをする必要があるか否か、について何ら検討していない。

■控訴中 キーワード：ばらつきと保守性、地震経験則と工学的応用

7 水戸地判令和 3・3・18(裁判所 Website)・・・

東海第二  
PAZ および UPZ 内の住民の段階避難等の防護

措置が実現可能な避難計画およびこれを実行する態勢が整えられている、というにはほど遠い状態にある。 ■控訴中 キーワード：深層防護

# まとめ

- 法曹界には過去の公害問題にて、公害企業相手の民事訴訟が果たしてきた役割を高く評価し、それを原発訴訟にも二重写しにする論調が強い。
- 裁判は原告と被告の主張を調べ、裁判官が法律に従い自由心象に基づいて裁定する。必ずしも双方の主張の「科学的な正確さ」を審査する訳ではない。
- 最高裁の行政訴訟に対する「立証責任の転換」による審理方法をそのまま民事訴訟に對し当てはめた金沢地裁とその後各裁判は、民事訴訟を形を変えた行政訴訟としてしまった。
- ここで、行政庁は許認可を下す側であり審査に関する全情報を有するが、事業者は許認可を受ける側であるので全ての審査情報を保有するわけではないことに留意が必要。
- 形を変えた行政審査たる民事訴訟では、行政審査を復習することになるが、その過程で審理内容の誤解、理解不足がおこるスキが生じ、差止判断につながらることもある。
- 規制委員会は当該原発が安全であるとは言われないし、安全目標も設定しない。しかし原告側は原発の安全を独自に下す羽目におこまれ、ここに誤解や間違いがおきるスキが生じる懸念がでてくる。
- 上に紹介した判例は誤解や誤りに基づく判断であり、この様な判例を出すことは三権分立をボディブローの様に阻害していくものと懸念される。
- 原発訴訟は公害裁判と基本構造が異なるから、民事訴訟にても規制委員会を裁判に参加させると考えられる。または原発の民事訴訟は全て行政訴訟に一本化する方式などが難点を回避する方法

# 予備、基本設計条件と基準地震動(安念先生)

- 実用発電用原子炉の設置(変更)許可処分において、何が審査されるべきかは伊方1号機訴訟の最高裁判決以来、基本設計あるいは基本的設計方針なるものがそれに当たる、と言われてきている。
- 基準地震動は、一種の自然現象であり、気象、海象、さらにはサイト周辺の人口・産業などの人文地理的事実と並んで、設計の与件・前提条件であって、設計そのものではない。設計とは、そうした与件に人工的に働きかけて、必要があればそれを改変する作業を指すと考えられる。
- 実務的には、設置許可申請書本文記載事項が基本設計事項で、訴訟的には、記載事項そのものが基本設計事項でなく、記載から読み取れる目的が基本設計事項である。
- 例えば圧力容器に使える強度の金属にて容器が構築できるかどうかの目的の審査が設置許可であり、
- その例として具体的な金属名(鉄とかSUSとかチタン)を、添付書類で詳細に記載しても、それは目的が実現できる方法の一例であって、基本設計ではない。
- 例えば、甘い紅茶が基本設計で、入れる甘味料は砂糖でも化学甘味料でも何でも良い。